

香川県産業技術センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第10号

香川県産業技術センター規則の一部を改正する規則

香川県産業技術センター規則（平成12年香川県規則第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第12条関係）				別表（第12条関係）			
1 香川県産業技術センター機器使用料				1 香川県産業技術センター機器使用料			
区 分	単 位	金 額		区 分	単 位	金 額	
略				略			
デジタルX線観察システム	略			デジタルX線観察システム	略		
<u>超音波探傷映像化装置</u>	<u>1時間当たり</u>		670円	超音波探傷機	略		
超音波探傷機	略			略			
略				糸のこ機	略		
糸のこ機	略			<u>角のみ機</u>	<u>1時間当たり</u>		1,480円
ホットプレス	略			ホットプレス	略		
略				略			
粒度分布測定装置	略			粒度分布測定装置	略		
<u>比表面積計</u>	<u>1時間当たり</u>		940円	自記分光光度計（工業用）	略		
自記分光光度計（工業用）	略			略			
略				原子吸光分析装置（偏光ゼーマン方式・工業用）	略		
原子吸光分析装置（偏光ゼーマン方式・工業用）	略			<u>接触角測定装置</u>	<u>1時間当たり</u>		1,140円
<u>接触角測定装置</u>	<u>1時間当たり</u>		1,140円	試料埋め込み装置	略		
試料埋め込み装置	略			略			
略				キャピラリー電気泳動装置	略		
キャピラリー電気泳動装置	略			<u>マイクロプレートリーダー</u>	<u>1時間当たり</u>		1,130円
<u>マイクロプレートリーダー</u>	<u>1時間当たり</u>		1,130円	マイクロプレート蛍光発光分光光度計	略		
マイクロプレート蛍光発光分光光度計	略			略			
略				略			

2 略

3 香川県産業技術センター発酵食品研究所機器使用料

区 分	単 位	金 額
略 マイクロプレートリーダー 略	1時間当たり	<u>1,130円</u>

2 略

3 香川県産業技術センター発酵食品研究所機器使用料

区 分	単 位	金 額
略 マイクロプレートリーダー 略	1時間当たり	<u>1,160円</u>

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。